

昭和 61 年

# 工業統計表

企業統計編

CENSUS OF MANUFACTURES

1986

REPORT BY ENTERPRISES

通商産業大臣官房調査統計部

昭和 63 年 10 月刊行

October 1988

Research and Statistics Department

Minister's Secretariat

Ministry of International Trade and Industry

## 序

昭和61年工業統計表「企業統計編」の結果をとりまとめましたので公表します。

近年における我が国経済の発展に伴い、企業経営は多角化の方向にあり、こうした企業の実態を把握するための統計資料の重要性はますます増大しつつあります。

この昭和61年工業統計表「企業統計編」は、企業に関する統計の整備の一環として、事業所単位の調査である工業統計調査の調査結果を企業単位に組み替えて再集計を行い、企業単位による製造業の活動指標を詳細に記録したものです。

本報告書が既刊の工業統計表「産業編」、「品目編」、「用地・用水編」、「市町村編」及び「工業地区編」と併せて、我が国工業の実態把握と産業構造分析等に利用されることを期待するとともに、より一層の内容の充実改善を期すため、各位の御叱正、御教示を賜れば幸いに存じます。

昭和 63 年 10 月

通商産業大臣官房調査統計部長 三浦 計治

## 目 次

	頁
序	
利用上の注意	
統 計 表.....	1
1 事業所に関する統計表.....	1
事業所に関する統計表の解説.....	1
(1) 経営組織別, 資本金階層別, 産業別統計表.....	2
(2) 経営組織別, 資本金階層別, 品目別統計表.....	140
2 企業に関する統計表.....	205
企業に関する統計表の解説.....	205
(1) 産業別, 経営組織別, 資本金階層別, 従業者規模別企業数（産業小分類）.....	206
(2) 産業別, 経営組織別, 資本金階層別, 従業者規模別従業者数（産業中分類）.....	235
(3) 産業別, 経営組織別, 資本金階層別, 従業者規模別粗付加価値額（産業中分類）.....	240
(4) 産業別, 経営組織別, 資本金階層別, 従業者規模別投資総額（産業中分類）.....	245
(5) 産業別, 経営組織別, 資本金階層別, 企業統計表（産業小分類）.....	250
1 全 企 業.....	250
2 1社1事業所を保有する企業.....	285
3 1社2事業所以上を保有する企業.....	320
(6) 産業別, 従業者規模別, 企業統計表（産業小分類）.....	345
1 全 企 業.....	345
2 1社1事業所を保有する企業.....	374
3 1社2事業所以上を保有する企業.....	399
参考統計	
企業別産出事業所数表（1社2事業所以上を保有する企業）.....	424
付 錄	
工業統計調査規則.....	444
工業調査票甲.....	446
工業調査票乙.....	448
工業統計表公表物一覧.....	449

## 利 用 上 の 注 意

### A 工業統計調査について

#### 1 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにすることを目的とする。

#### 2 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施される「指定統計調査」（指定統計第10号）である。（工業統計調査規則については付録を参照されたい。）

#### 3 調査の期日

昭和61年工業統計調査は、昭和61年12月31日現在で実施した。

#### 4 調査の範囲

日本標準産業分類（昭和59年行政管理庁告示第2号）に掲げる大分類F—製造業に属する事業所（国に属する事業所を除く。）である。

#### 5 調査の方法

従業者30人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く。）については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く。）については「工業調査票乙」を用い、申告者（事業所の管理責任者）に自計申告により調査した。

#### 6 公表

昭和61年工業統計調査の集計結果は、本編「企業統計編」のほか昭和61年工業統計表「産業編」「品目編」「市町村編」「用地・用水編」及び「工業地区編」として公表される。

本編は産業編の内容を企業別に再編成し、企業単位集計を行ったものである。なお産業編は、全事業所を日本標準産業分類に基づいて、その主たる製造活動によって分類し、産業別に集計したものである。品目編は、全事業所の製造品及び加工品を品目別に集計したものである。用地・用水編は従業者30人以上の事業所について、工業用地、工業用水に関する調査事項を集計したもので、工業用地の取得状況、工業用水の使用状況などが表章されている。市町村編は、従業者4人以上の事業所について主要な調査項目を市町村別、産業別に集計したものである。工業地区編は、従業者4人以上の事業所について主要な調査項目を都道府県別、工業地区別に集計したものである。

### B 昭和61年工業統計表 企業統計編（本編）について

#### 1 企業統計編の概要

我が国製造業活動についての統計資料は事業所（工場）単位に集計されたものが多いが、事業所と企業の関係や、企業としての経済活動を観察するための統計資料の重要性は年々に増している。

企業に関する情報を収集する統計調査には2つの方法があり、その1つは、企業を総括する本社・本店から情報を集める方法であり、他の1つは、事業所から集めた情報を企業ごとに再編成して企業に関する情報を得る方法である。

本編は、その後者の方法を採ったものであって、「1 事業所に関する統計表」は事業所単位の調査結果を資本金階層別等に再編成したものであり、「2 企業に関する統計表」は事業所単位の調査結果を企業単位に再編成し、集計を行ったものである。

なお、昭和59年までは、「工業調査票丙」（本社又は本店と異なる場所に事業所1以上を有する企業の本社又は本店を調査）をもとに、「企業編」として公表してきたが、昭和60年より「工業統計調査丙調査」を中止したことにより、「工業調査票甲」及び「工業調査票乙」の企業に関する情報を得て、企業単位に再編成し、「企業統計編」としたものである。

## 2 企業統計編の集計

### (1) 使用調査票

本編は、昭和61年工業統計調査の「工業調査票甲」及び「工業調査票乙」により集計を行っているが、「1事業所に関する統計表」については、従業者4人以上、「2企業に関する統計表」については従業者20人以上の事業所分を用いている。

なお、昭和59年以前の「企業編」とは次のとおり内容に差異があるので注意されたい。

① 「2企業に関する統計表」については、昭和59年までは、「工業調査票丙」(本社又は本店と異なる場所に事業所1以上を有する企業の本社又は本店を調査)が合算されたものである。

② 昭和42年以前及び45年は、上記の「工業調査票丙」、「工業調査票甲」のほか、「工業調査票乙」のうち従業者4人以上の事業所分を集計したものである。

### (2) 企業単位の集計方法

「工業調査票甲」及び「工業調査票乙」のうち、従業者20人以上の事業所について、それぞれの企業名で下記方法により統合(名寄せ)し、主要調査項目を集計した。

① 「1社2事業所以上を保有する企業」とは、1企業で製造事業所を2以上保有するものをいい、「工業調査票甲」及び「工業調査票乙」のうち従業者20人以上の事業所を合算したもの。

② 「1社1事業所を保有する企業」とは、1企業で製造事業所1を保有するもの。

## 3 事業所の産業の決定方法

産業別に集計するための産業格付方法は、次のとおりである。

### (1) 事業所の産業格付方法

#### ① 一般的方法

日本標準産業分類に基づき、産業の格付けを行っており、製造品が単品の事業所については、品目6けた番号の上4けたで産業細分類を決定し、又、品目が複数の場合は、上2けたの番号(中分類)と同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計して、その額の最も大きいもので2けた番号を決定する。

その決定された2けた番号のうち、上記と同様な方法で3けた番号(小分類)、さらに4けた番号(細分類)を決定し、最終産業格付けを行っている。

#### ② 特殊な方法

上記の方法以外作業工程、機械設備等により産業を決定しているものがある。

(転炉・電気炉による製鋼・製鋼圧延業、熱間圧延業、冷間圧延業、冷間ロール成型形鋼製造業、鋼管製造業、伸鉄業、磨棒鋼製造業、引抜钢管製造業、伸線業、その他の製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く。))

### (2) 企業の産業格付方法

① 「1社2事業所以上を保有する企業」については、原則として傘下の各事業所の産業格付された製造品出荷額等合計において、最も大きい比重の製造品の産業細分類(4けた番号)をもってその企業の産業を決定した。

② 「1社1事業所を保有する企業」

事業所の産業格付方法(昭和61年工業統計表「産業編」作成時に既に格付け済み)によって企業の産業を決定した。

## 4 工業統計調査用産業分類について

工業統計調査用産業分類は、原則として日本標準産業分類によるが、事業所数が少ないと等により一部日本標準産業分類とは相違している(別表1参照)。

## 5 集計項目の説明

### (1) 事業所数は、昭和61年12月31日現在の数字である。

なお、事業所とは、普通に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占め

て主として製造又は加工を行っているものである。

(2) 企業数は、昭和61年工業統計調査の「工業調査票甲」及び「工業調査票乙」のうち従業者20人以上の事業所について、企業別に統合(名寄せ)して、1社2事業所以上を保有する企業を1企業とし、これに1社1事業所を1企業として加えたものである。

### (3) 経営組織

① 会社とは、法律の規定によって、法人格を認められて事業を経営するもののうち株式会社、有限会社、合名会社、合資会社をいう。

② 個人とは、個人で事業を営んでいるものをいい、共同経営の場合であっても、法律の規定によって法人格を認められていなければ個人に含まれる。

③ 組合・その他とは、法律の規定によって、法人格を認められて事業を経営する組合及び上記①の会社を除いたその他の法人などをいう。

### (4) 資本金額又は出資金額

資本金規模別における事業所の区分は昭和61年12月31日現在で払込み済みの資本の額又は出資の額をいう。

(5) 従業者数は、昭和61年12月31日現在の常用労働者数と個人事業主及び家族従業者数との合計である。常用労働者は、次のいずれかの者をいう。

① 期間をきめず、又は1か月を超える期間をきめて雇われている者。

② 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者。

③ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。

④ 事業主の家族でその事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。

(6) 現金給与総額は、昭和61年1年間に、常用労働者に対して決まって支給された給与(基本給、諸手当等)及び特別に支払われた給与(期末賞与等)の額とその他の給与額の合計である。

その他の給与額とは、常用労働者に対する退職金、解雇予告手当及び常用労働者に含まれない臨時及び日雇の者に対する諸給与等である。

(7) 原材料使用額等は、昭和61年1年間ににおける原材料使用額、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費である。

① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品等の使用額であり、原材料として使用した石炭、石油等も含んでいる。また、下請工場等に原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含んでいる。

② 電力使用額とは、購入した電力の使用額であり、自家発電は含んでいない。

③ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他の企業の工場等に支給して、製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃である。

(8) 製造品出荷額等は、昭和61年1年間ににおける数字であり、製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額及びその他の収入額の合計である。

① 製造品の出荷とは、この事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの(原材料を他に支給して製造させたものを含む)を昭和61年中にその事業所から出荷した場合をいう。

また、次の場合も製造品出荷に含まれる。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの。

イ 自家使用されたもの(その事業所において最終製品として使用されたもの)。

ウ 委託販売に出したものの(販売済みでないものを含み、昭和61年中に返品されたものを除く)。

② 製造品出荷額は、工場出荷価額によっている。特に、

ア 内国消費税を課せられたものは、その税額を含めた工場出荷価額。

イ 割引き、値引きされたものは、その分を差し引いた販売価額によっている。

③ 加工賃収入額とは、昭和61年中に他の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他の所有に属する製品、又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った、又は受け取るべき加工賃である。

④ その他の収入額とは、冷蔵保管料、据付工事料、広告料、自家発電の余剰電力の販売収入額等である。

(9) 有形固定資産に関する数字は、昭和61年1年間における数字であり、帳簿価額によっている。

① 有形固定資産の取得額には、

ア 土 地

イ 建物及び構築物（土木設備、建物付属設備を含む。）

ウ 機械及び装置（付属設備を含む。）

エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具及び備品等

の区分があり、内訳調査年（5年に1回）については土地を除き、新規のもの、中古のものの区分がある。

（最近の内訳調査年は昭和60年）

② 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額であり、減少額とはこの勘定から他の勘定に振り替えられた額である。

③ 有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡し等の額である。

(10) 製造品出荷額に含まれる内国消費税額とは、物品税、酒税、トランプ類税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税及びたばこ消費税の合計である。

(11) 粗付加価値額等の諸算式

本編の分析項目は、次のような算出によっている。

① 粗付加価値額=製造品出荷額等-製造品出荷額に含まれる内国消費税額-原材料使用額等

② 有形固定資産の建設仮勘定の年間増減

年間増減=増加額-減少額

③ 有形固定資産の投資総額

投資総額=取得額+建設仮勘定の年間増減

調査事項に関する詳細は、付録—工業調査票を参照されたい。

## 6 その他の注意

企業統計編の集計結果は、事業所から集めた情報に基づく企業に関する情報ともいえる統計資料であり、また、工業統計調査結果の範囲内で名寄せを行っている等の関係もあるため、必ずしも正確に企業の活動を把握しているとはいえない面もある。したがって、結果の利用に当たっては、特に以下の点に注意されたい。

(1) 製造業でない企業に属する事業所（工場）について

製造業でない企業に所属する製造事業所については、当該事業所の製造品出荷額等などによって決められる産業に格付けし、当該事業所を1企業として取り扱っている。

(2) 企業内出荷等の問題について

工業統計調査の製造品出荷額等には、同一企業内の他の事業所へ出荷した分も含まれている。このため、事業所で素型品を作り、これを材料として同一企業内の他事業所で完成品を作るという、いわゆる企業内出荷の迂回が行われている企業では、名寄せによって製造品出荷額等は重複して加えられるので、この迂回分だけ他の企業よりも大きく計上される傾向がみられる。この傾向は、原材料使用額等においても同様に生じているものと考えられる。

(3) 産業編と企業統計編の産業別集計結果の関係について

工業統計表「産業編」における産業別集計結果は、事業所ごとにその主たる製造活動によって産業格付けを行い、これを産業別に集計したものである。又、企業統計編における産業別集計結果は事業所を本社・本店に名寄せした統合体について、その主たる製造活動によって産業を格付けし、これを産業別に集計したものである。し

たがって、両者の産業別集計結果は産業格付けの関係上、同一産業でもかなりの相違を示すものもある。

(4) 参考資料として、巻末に「1社2事業所以上を保有する企業」について、産業別に企業数とその傘下の事業所数を掲載したので参考にされたい。

## 7 記号及び注記

(1) この統計表中「一」は該当数字なし、「0」は端数切捨てのため単位未満、「△」はマイナスの数値を表わし、「x」は1又は2の事業所に関する数字であるため、これをそのまま掲げると、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるために秘匿した箇所である。また、3以上の事業所に関する数字でも、1又は2の事業所に関する数字が前後の関係から判明する箇所は「x」で表した。

なお、イタリックの数字には33武器製造業の数字が加算されている。

(2) 金額表示の単位は百万円とし、単位未満は四捨五入した。

(3) 従業者数及び資本金の規模区分は昭和61年12月31日現在の数字によった。

(4) 品目に関する統計表の出荷率は、%の小数点3桁以下を切捨てたため、内訳の計と合計は一致しない場合がある。

## 8 質疑の問合わせ先

この統計表について質疑のある場合は、通商産業大臣官房調査統計部工業統計課 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号（〒100）（電話 03-501-1511内線2394）あてに御連絡願いたい。

別表1 日本標準産業分類と工業統計調査用産業分類との違い

工業統計調査用産業分類	日本標準産業分類
1451 丸編ニット生地製造業	1451 丸編ニット生地・同製品製造業
1452 たて編ニット生地製造業	1452 たて編ニット生地・同製品製造業
1453 横編ニット生地製造業	1453 横編ニット製造業
1456 ニット製品製造業（靴下、手袋、補整着を除く）（1451丸編ニット生地・同製品製造業、1452たて編ニット生地・同製品製造業、1453横編ニット製造業から生地を分割し統合）	
1499 他に分類されない繊維工業（1492麻製織業を含む）	1492 麻製織業 1499 他に分類されない繊維工業
1811 溶解・製紙パルプ製造業（1811溶解パルプ製造業、1812製紙パルプ製造業を統合）	1811 溶解パルプ製造業 1812 製紙パルプ製造業
1821 洋紙・機械すき和紙製造業（1821洋紙製造業、1823機械すき和紙製造業を統合）	1821 洋紙製造業 1823 機械すき和紙製造業
2499 他に分類されないなめし革製品製造業（2491馬具・むち製造業を含む）	2491 馬具・むち製造業 2499 他に分類されないなめし革製品製造業
2611 高炉による製鉄業（2611製鋼圧延を行う高炉による製鉄業、2612製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業を統合）	2611 製鋼圧延を行う高炉による製鉄業 2612 製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業
2629 その他の高炉によらない製鉄業（2621電気炉銑製造業、2622木炭高炉銑・小形高炉銑・再生炉銑製造業を含む）	2621 電気炉銑製造業 2622 木炭高炉銑・小形高炉銑・再生炉銑製造業 2629 その他の高炉によらない製鉄業
2631 転炉・電気炉による製鋼・製鋼圧延業（単独転炉・単独電気炉を含む）（2631転炉による製鋼・製鋼圧延業、2632電気炉による製鋼・製鋼圧延業を統合）	2631 転炉による製鋼・製鋼圧延業（単独転炉を含む） 2632 電気炉による製鋼・製鋼圧延業（単独電気炉を含む）
2659 その他の表面処理鋼材製造業（2651ブリキ製造業、2654めっき鉄鋼線製造業を含む）	2651 ブリキ製造業 2654 めっき鉄鋼線製造業 2659 その他の表面処理鋼材製造業
2719 その他の非鉄金属第1次製鍊・精製業（2712鉛第1次製鍊・精製業、2714貴金属第1次製鍊・精製業、2715ニッケル第1次製鍊・精製業、2717チタン第1次製鍊・精製業、2718ウラン・トリウム第1次製鍊・精製業を含む）	2712 鉛第1次製鍊・精製業 2714 貴金属第1次製鍊・精製業 2715 ニッケル第1次製鍊・精製業 2717 チタン第1次製鍊・精製業 2718 ウラン・トリウム第1次製鍊・精製業 2719 その他の非鉄金属第1次製鍊・精製業
3311 武器製造業（3311銃製造業、3321砲製造業、3331銃弾製造業、3341砲弾弾体製造業、3342薬きょう製造業、3343火薬類の入っていない武器用信管製造業、3351銃砲弾以外の弾薬外殻製造業、3352銃砲弾以外の弾薬の関連機械器具製造業（装てん組立業を除く）、3361弾薬装てん組立業（銃弾製造業を除く）、3371特殊装甲車両（銃砲を搭載する構造を有する装甲車両であって、無限軌道装置によるもの）・同部分品製造業、3391弾薬投射機械器具製造業（銃、砲を除く）、3399他に分類されない武器製造業を統合）	3311 銃製造業 3321 砲製造業 3331 銃弾製造業 3341 砲弾弾体製造業 3342 薬きょう製造業 3343 火薬類の入っていない武器用信管製造業 3351 銃砲弾以外の弾薬外殻製造業 3352 銃砲弾以外の弾薬の関連機械器具製造業（装てん組立業を除く） 3361 弹薬装てん組立業（銃弾製造業を除く） 3371 特殊装甲車両（銃砲を搭載する構造を有する装甲車両であって、無限軌道装置によるもの）・同部分品製造業 3391 弹薬投射機械器具製造業（銃、砲を除く） 3399 他に分類されない武器製造業
3412 宝石付属品・同材料加工・同細工業（3412宝石付属品・同材料加工業、3413宝石細工業を統合）	3412 宝石付属品・同材料加工業 3413 宝石細工業

## 1 事業所に関する統計表

### 事業所に関する統計表の解説

事業所に関する統計表は(1)経営組織別、資本金階層別、産業別統計表と(2)経営組織別、資本金階層別、品目別統計表の2表から構成されている。

#### (1) 経営組織別、資本金階層別、産業別統計表

この統計表は従業者4人以上の事業所（工場）に関して、産業別、経営組織別、（会社、個人、組合・その他別）に主要調査項目を集計したものである。

この統計表の結果は事業所単位に集計されたものであり、産業は事業所ごとの生産活動によって格付された産業を使用している。

#### (2) 経営組織別、資本金階層別、品目別統計表

この統計表は事業所（工場）が産出する製造品に関して、会社、個人、組合・その他別に集計したものである。

この統計表から、わが国製造業が産出する約1,900品目についての産出状況が明らかにされている。

品目によって産出源泉の構造はかなりの相違があり、集中、またこれを裏返した分散の状況を知ることができる。

表の出荷率は、品目の合計に対する会社（資本金階層別）、個人、組合・その他別の各出荷額の構成比である。

## 2 企業に関する統計表

### 企業に関する統計表の解説

この統計表は従業者20人以上の事業所を企業単位（名寄せされた統合体）として集計したものである。

なお、産業は、企業としての生産活動によって格付けされたものであり、この点「1事業所に関する統計表」の産業と性格を異にしていることに注意されたい。

#### (1)～(4) 産業別、経営組織別、資本金階層別、従業者規模別の企業数、従業者数、粗付加価値額、投資総額

この統計表は従業者20人以上の事業所（工場）1以上を有する企業について、産業別、経営組織別、資本金階層別、従業者規模別の企業統計表であって、企業数、従業者数、粗付加価値額、投資総額について経営組織（会社、個人、組合・その他）と従業者規模との関係を表している。

#### (5) 産業別、経営組織別、資本金階層別、企業統計表

この統計表は従業者20人以上の事業所（工場）を企業ごとに産業小分類別、会社（資本金階層別）、個人、組合・その他別に主要調査項目を「1全企業」、「21社1事業所を有する企業」、「31社2事業所以上を有する企業」別に集計したものである。

#### (6) 産業別、従業者規模別、企業統計表

この統計表は従業者20人以上の事業所（工場）を企業単位として産業小分類別、従業者規模別に主要調査項目を「1全企業」、「21社1事業所を有する企業」、「31社2事業所以上を有する企業」別に集計したものである。

#### (7) “利用上の注意”の「B—2 企業統計編の集計」において述べたように、昭和59年までは、「工業調査票丙」（本社又は本店と異なる場所に事業所1以上を有する企業の本社又は本店を調査）が合算されたものであり、又42年以前及び45年は、従業者4人以上の事業所を有する企業について集計を行ったものであるので、本編の数値を比較対照するときは注意されたい。